

女性活躍推進法に基づく法人行動計画について

◆ 社会福祉法人こうほうえん 行動計画

行動期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）
内容	目標1：職員への両立支援制度アンケートを実施し、50%を下回る理解不足している項目制度において、パンフレット作成等により80%の理解度に改善する。 目標2：育児休業復職者をもつ事業所管理者において、期間中3回以上の研修を実施する。